

事業所税の使途

事業所税は、地方税法第 701 条の 30 の規定により、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源（市負担分）に充当しています。

《事業所税の使途の状況》

事業所税収入額 1,668,358千円

(単位：千円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 事業所税 充当額
		特 定 財 源			一般財源 (市負担分)	
		国県支出金	地方債	その他		
事業費等の内訳						
道路等整備事業	3,326,638	521,757	893,100	6,981	1,904,800	483,124
廃棄物処理施設等整備事業	2,093,273	0	1,040,800	2,171	1,050,302	266,394
学校・図書館等整備事業	3,128,529	204,485	681,700	310	2,242,034	568,659
社会福祉施設等整備事業	1,778,873	1,024,032	131,300	768	622,773	157,957
防災等その他の事業	587,454	26,649	20,400	28,000	512,405	192,224
合 計	10,914,767	1,776,923	2,767,300	38,230	6,332,314	1,668,358